

<改正前>

勤続年数	退職所得の金額	
	右記以外	法人役員等
5年以下	2分の1の課税適用有り※1	2分の1の課税適用無し※2
5年超		2分の1の課税適用有り※1

<改正後>

勤続年数	退職所得の金額		
	右記以外		法人役員等
	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額		
	300万円以下の部分	300万円を超える部分	-
5年以下	2分の1の課税適用有り※1	2分の1の課税適用無し※2	2分の1の課税適用無し※2
5年超		2分の1の課税適用有り※1	2分の1の課税適用有り※1

※1 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※2 収入金額 - 退職所得控除額